

# 平成26年度小松島市事務事業評価シート

## ■事業の位置づけ（基本事項）

				<b>整理番号</b>	6 - 2 - 4
<b>事務事業名</b>	生活保護事業			<b>担当課係</b>	生活福祉課
<b>総合計画上の位置付け</b>	<b>大項目</b>	2. 「安心」のまちづくり		<b>記入担当者</b>	
	<b>中項目</b>	①その人がその人らしく住める地域社会		<b>内線等</b>	
	<b>小項目</b>	3. 援護活動の充実と生活自立等への支援		<b>E-mail</b>	
<b>事業の実施主体</b>	市（委託・補助事業含む）			<b>事業区分</b>	経常事業
<b>事業予算費目</b>	<b>款</b>	3 民生費	<b>項</b>	4 生活保護費	
	<b>目</b>	2 扶助費	<b>事業</b>	1 生活保護事業	
<b>開始年度</b>	昭和 25	<b>年度</b>	根拠法令・要綱等	生活保護法、同施行令等	

## ■事務事業の概要（実施内容）

<b>事業の対象</b>	（誰の、何のために事業を実施するのか） 生活保護を受給している方及び生活保護の申請された方。
<b>事業の目的</b> （意図）	（事業実施によってどういう状態にしたいのか） 生活保護関係法令等に基づき、困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。
<b>事業の内容</b> （内容・手法等）	（どういった仕事の内容で、どのような手法・手順で実施しているか） 保護申請受付後、金融機関や扶養義務者等への各調査を行い、ケース検討会議において保護の要否を決定する。また、生活保護開始となった場合は援助方針を定め、各個別に自立に向けて経済的のみならず社会的または日常的支援援助等を行っている。
<b>事業の背景</b> （経緯等）	（事業開始の背景やこれまでの経緯） 生活保護法施行以降、保護の実施機関として事業運営を行っている。また、平成27年4月1日より生活困窮者自立支援法の施行に伴い、各関係機関との連携をより一層図り、事業運営に取り組みなければならない。

## ■事務事業の業績・推移（目標・実績）

		指標名			指標の説明			指標化できない成果
		生活保護世帯・受給人員（年度平均）			生活保護受給世帯及び人員の動向（年度平均）			
成果指標	単位	H25	H26	H27	H28	将来目標 （年度：平成）		
	世帯・人	目標	620世帯 860人	620世帯 860人	620世帯 860人	620世帯 860人		
		実績	610世帯 843人	611世帯 851人				
達成度		98.4%	98.5%					

  

活動実績・参考となる指標	指標名		単位	H25	H26	H27	H28	指標の説明
生活扶助費	千円	計画		410,000	425,324	425,324		衣食の他、日常生活を満たすのに必要な費用。
		実績		424,215	431,186			
住宅扶助費	千円	計画		93,000	109,099	109,099		住居、その他住宅の維持等に関する費用。
		実績		106,705	109,473			
医療扶助費	千円	計画		670,000	644,389	644,389		診察・治療・薬剤・治療材料等に関する費用。
		実績		635,830	630,988			
教育・介護・その他扶助費	千円	計画		610,000	46,188	46,188		義務教育、介護サービスその他に関する費用。
		実績		41,312	50,336			

## ■事務事業に係るコストの業績（目標・実績）

（単位：円）

		25年度決算	26年度決算	27年度決算	26年度予算		
全体コスト（円）	関連事業費	A 直接事業費	1,217,336,215	1,221,983,340	0	1,247,630,000	
		財源内訳	国県支出金	920,351,451	909,265,134		
			地方債	0			
			返還金等	12,034,491	9,629,828		
			一般財源	284,950,273	303,088,378		
		B 人件費 ①×②	37,847,887	40,964,651	0		
		職員平均人件費①	5,406,841	5,852,093			
従事した割合②/人	7.00	7.00					
A + B		1,255,184,102	1,262,947,991	0			
単位コスト	活動指標の説明		保護人員 843名	保護人員 851名		<b>備考</b>	
	活動指標1単位当たりコスト		1,488,949	1,484,075		平成25年4月1日現在 人口40,333人	
	市民一人あたりのコスト		31,121	31,006		平成26年4月1日現在 人口40,733人	

■事業を取り巻く環境

国・県・他団体の動向や環境変化と今後の予測	(社会状況、法改正、規制緩和、周辺の状況等や今後の予測) 雇用情勢の低迷等により、全国的に保護受給者数が増加傾向にあるため、稼働能力を有する者に対し、ハローワークと連携した生活保護受給者等就労自立促進事業等を実施することなどにより、その自立を促す方針である。また、昨今の社会情勢等を受けて、生活保護費の基準改定や生活保護法の改正等が実施されており、より厳格な生活保護事業の運営が求められていくものと考えられる。
事業に対する住民の意見	(意識調査・議会質疑等、事業に対する期待・要望・苦情など) 特になし。

■項目別評価・今後の課題

評価項目	評価結果 (該当にチェック)	判断理由・評価コメント (具体的に記入すること)
必要性 (市民ニーズ)	<input type="radio"/> ① 必要性が高い <input type="radio"/> ② どちらかといえば必要性がある <input type="radio"/> ③ 必要性が低い <input type="radio"/> ④ 必要性がない	日本国憲法第25条の理念に基づくものとして、生活保護法には最低限度の生活を保障し、保護受給者の自立を助長していくことを目的とし、生活困窮者に対する最後のセーフティネットであるため、必要性は非常に高い。
妥当性 (市で行わなければならないか)	<input type="radio"/> ① 市が行わないといけない <input type="radio"/> ② どちらかといえば市で実施 <input type="radio"/> ③ 必然性が低い <input type="radio"/> ④ 必然性がない	国からの法定受託事務として、市が施行事務を行わなければならない。
効率性 (事業の手法は効率よいが、コスト削減の余地はないか)	<input type="radio"/> ① 効率的である <input type="radio"/> ② どちらかといえば効率的 <input type="radio"/> ③ どちらかといえば非効率的 <input type="radio"/> ④ 非効率的	生活保護法、保護の実施要領等により事業実施している。また、生活保護法の規定により都道府県が行う施行事務監査を毎年受けており、適正な事務を行うように努めている。
緊急性 (他事業に優先し、実施する必要があるか)	<input type="radio"/> ① 緊急性が高い <input type="radio"/> ② 比較的緊急性がある <input type="radio"/> ③ 緊急性が低い <input type="radio"/> ④ 緊急性はない	保護申請日より保護の要否等の決定は14日以内に行うことが原則であり、急迫と考えられるケースは職権による保護の開始をしなければならない。
成果 (目的の達成状況)	<input type="radio"/> ① 成果が上がっている <input type="radio"/> ② どちらかといえば上がっている <input type="radio"/> ③ どちらかといえば上がっていない <input type="radio"/> ④ 成果は上がっていない	最低限度の生活を保障するとともに、経済的・社会的・日常的な自立を助長することが目的とされているが、様々な就労等の阻害要因もことから、自立までには時間を要しているのが現状である。しかし、就労による保護廃止や収入増による保護費の低減等のケースもあるため、一定の成果は上がっていると考えられる。
今後の課題	昨今の社会経済の状況等から、全国的に生活保護の相談・新規申請等は増加傾向にあると思われる。また、生活保護基準の見直しや生活保護法の改正等が実施されたことから、「漏給防止」、「濫給防止」及び「自立支援の充実等」を基本とした、迅速かつ確で、より厳格な事業運営に取り組むことが求められていくものと考えられる。	

■一次評価 (評価点は目安とし、総合的な評価をすること)

評 価	2	1 拡 充 す る	80 点 以上	評価点による判定 評価点 79 2	判定に至った理由 国民の最低限度の生活を保障し、自立を助長する最後のセーフティネットとして、継続実施は必須である。
		2 現状のまま継続する	60 ~ 79 点		
		3 改善・効率化し継続	50 ~ 59 点		
		4 見直しの上縮小する	40 ~ 49 点		
		5 終期設定し終了	30 ~ 39 点		
		6 休 止	20 ~ 29 点		
		7 廃 止	19 点 以下		

■改善・効率化・見直しの方向性 ※一次評価の判定が3・4の時は、必ず記入すること。

【具体的な改善等取組内容 (方向性・対象・手段等について記述)】
----------------------------------

■二次評価 (所管担当の一次評価を、総合評価し判定すること)

評 価	2	1 拡 充 す る	判定説明	生活に困窮した人の最低生活の保証と自立を助長する最後のセーフティネットとして、また国からの法定受託事務として必要な制度で、今後も事業を適正に継続実施しなければならない。
		2 現状のまま継続する		
		3 改善・効率化し継続		
		4 見直しの上縮小する		
		5 終期設定し終了		
		6 休 止		
		7 廃 止		